



ICTサービスの利用環境を巡る 諸問題について

～不適正利用対策をめぐる環境変化と新たな対策について～

令和7年11月4日

総合通信基盤局

背景

いわゆる
「闇バイト」犯罪
の増加

- ✓ 携帯電話の不正SIM転売が報告

特殊詐欺被害
の深刻化

- ✓ 特殊詐欺の入り口の8割が電話
- ✓ 国際電話の悪用も急増

犯罪行為の
巧妙化、高度化

- ✓ 青少年が生成AIを悪用した自作したプログラムで携帯電話を不正契約

検討項目

(1) 携帯電話本人確認のルール

- 1 SIMの不正転売
- 2 法人の代理権(在籍確認)
- 3 他社の本人確認結果への依拠
- 4 追加回線
- 5 上限契約台数
- 6 データSIM

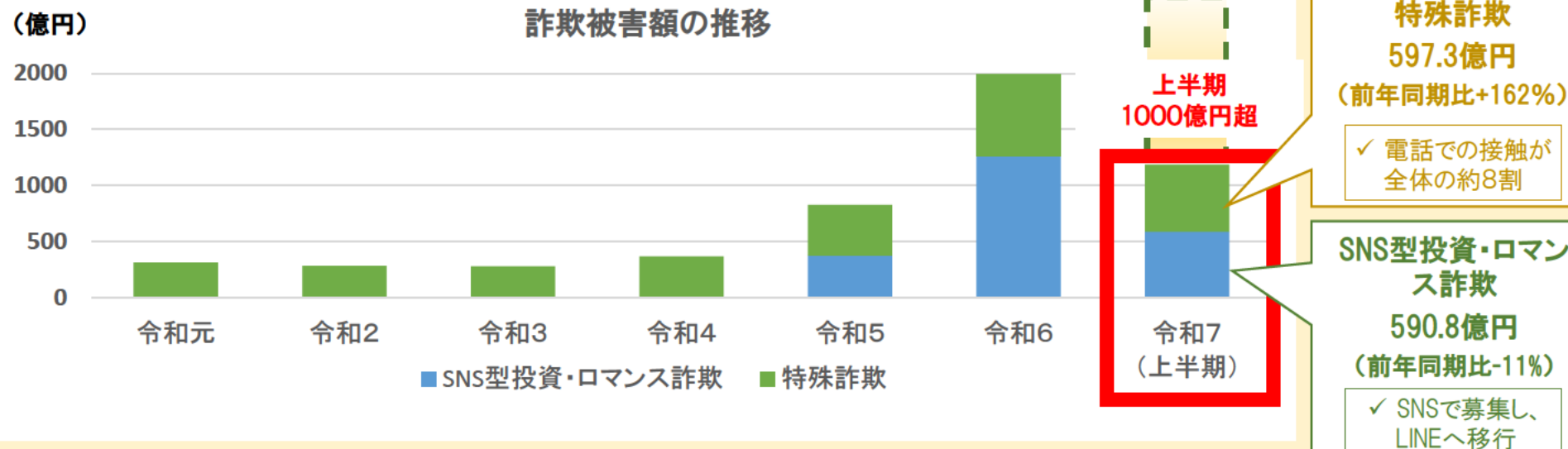
(2) 特殊詐欺、闇バイト等対策

- 1(1) 固定電話の対策
- 1(2) 携帯電話・SMS・メールの対策
- 2 既存番号へのスプーフィング(なりすまし)
- 3 海外電話番号による詐欺電話

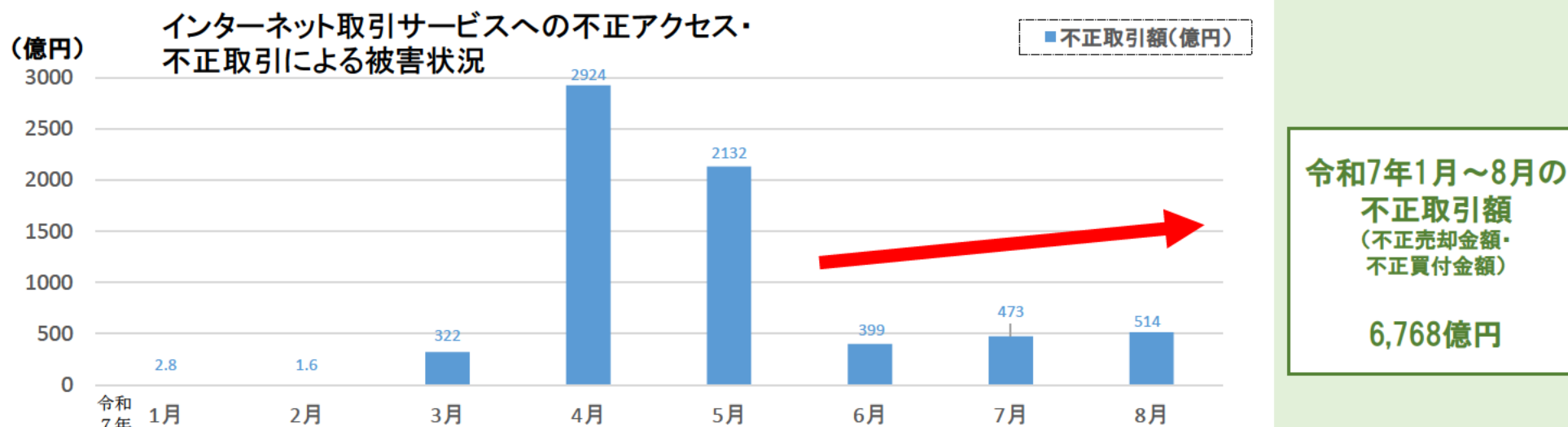
令和7年4月から6月まで、計4回の議論を経て、上記検討項目について検討を実施し、9月に報告書を取りまとめ

詐欺等の被害の現況(令和7年上半期)

2



出典:警察庁「特殊詐欺及びSNS型投資ロマンス詐欺の認知・検挙状況等(令和7年上半期・暫定値)について」(令和7年7月31日)



出典:金融庁「インターネット取引サービスでの不正アクセス・不正取引(第三者による取引)の被害状況」

9月報告書でとりまとめた内容

当面の検討事項

(1) 携帯電話本人確認のルール

- 1 SIMの不正転売
- 2 法人の代理権(在籍確認)
- 3 他社の本人確認結果への依拠
- 4 追加回線
- 5 上限契約台数
- 6 データSIM

法制化に当たり検証が必要とされていた事項

報告書の記載:

…今後、少なくとも業界ルールの適用状況について検証を行い、更なる自主的な取組を促進するとともに、必要に応じて、犯罪との因果関係を踏まえながら、何らかのルール化について検討すべきではないか。

① 上限契約台数についての中間検証・検討

(2) 闇バイト、特殊詐欺等対策

- 1(1) 固定電話の対策
- 1(2) 携帯電話・SMS・メールの対策
- 2 既存番号へのスプーフィング(なりすまし)
- 3 海外電話番号による詐欺電話

要請等のフォローアップが必要な事項

報告書の記載:

…今後の方向性としては、その取組に事業者間でばらつきがあったことから、利用者にとって詐欺対策がしやすくなるよう、低廉化を含めた一層の対策の効果的な取組の推進が期待される。

② 要請等を踏まえた、詐欺メール対策の報告

⇒フィッシングメールの被害急増を踏まえて、総務省より要請(9/1)・意見交換(9/22)を実施

今後の検討スケジュール

	ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会 (親会)	不適正利用対策に関するワーキンググループ
4月~9月	7月4日 報告書とりまとめ案 (7月5日~8月4日 意見公募) 9月10日 報告書とりまとめ	4月~6月 検討 当面の活動
10月~12月	12月4日 報告 (12月8日 予備日)	11月4日 ➤ ①上限契約台数 (事業者団体ヒアリング 有) 11月21日 ➤ ①上限契約台数に関する論点整理 ➤ ②フィッシングメール対策 (事業者ヒアリング 有) (12月8日 予備日)

●法人の代理権(在籍確認)

報告書において、所要の規定見直しとして施行規則の改正が必要としており、それを行うための法改正についても実施する必要がある。

9月報告書

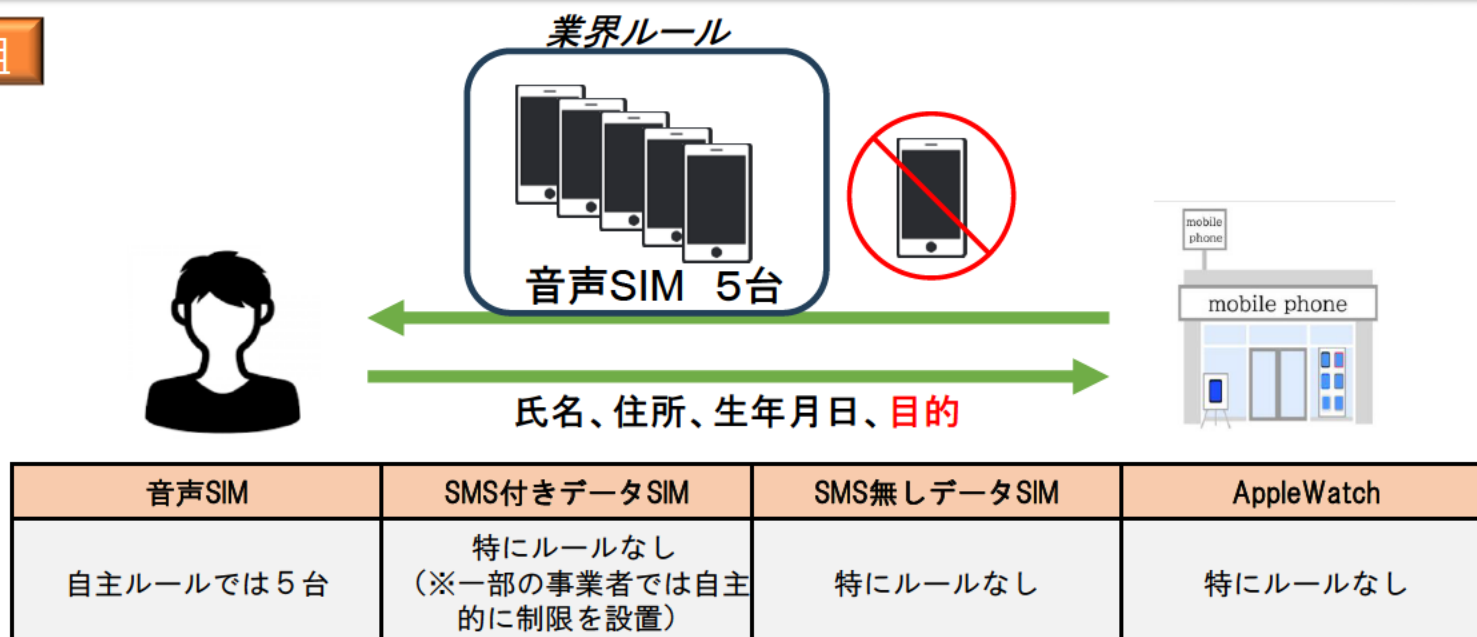
⇒ 法人契約については、現行の事業者の取組も踏まえつつ、利用者目線に立って予見可能性を高める観点から、来店する担当者と法人の関係性を明らかにするために最低限必要な書類の提出を求めるなど、所要の規定見直し(携帯電話不正利用防止法施行規則第4条)が必要である。最低限必要な書類については、電子的な書類も排除されないと考えられる。

- ・ 9月の報告書では、「事業者の自主的な取組のルール適用状況について検証を行い、更にその取組を促進するとともに、必要に応じて、犯罪との因果関係を踏まえながら、何らかのルール化について検討すべき」とされていた。
- ・ 本日のWGでは、業界ルールの適用状況について、以下の点を中心に、中間検証いただきたい。
※今回の中間検証・検討した内容を踏まえ、将来的に更なる検証の実施も考えられる。

論点

- ・ 音声SIMに関して、上限契約台数の制限を設けるという現在の業界ルールの進展状況をどのように評価するか。
- ・ SMS付きデータSIMについては、SNS型投資・ロマンス詐欺などで悪用実態が認められている中、業界ルールがない状況をどのように評価するか。
- ・ 事業者の業界ルール・自主的な取組を最大限後押しするために、役務提供拒否との関係を明確化することは考えられるか。
(事業者が役務提供拒否をできるとされているのは、法第11条に定められている本人確認に応じない場合等であるが、例えば、複数台の契約に対して、役務提供拒否を行うことを可能とすることなど、一定のルール化を図ることについてどのように考えるか。)
- ・ 仮に、以上の取組が不足していると認められた場合、一步踏み込んだ対策として、更なるルール化を含む対策の強化(例:一律の上限契約台数制限)について、どのように考えるか。
- ・ そのほか、不自然に多数の契約が行われるケースや疑わしい契約が行われるケースに対して、有効な手立ては何か。

自主的な取組



TCA業界ルール(2009年1月15日)

社団法人電気通信事業者協会の関連会員の各社は、振り込め詐欺の被害が再び増加し、社会問題化していることを踏まえ、携帯電話・PHSの不正契約の防止強化について、下記の取り組みを進めて参ります。

(略)

3 個人契約の契約回線数の制限による大量不正契約の防止

携帯電話・PHS事業者は、同一名義での大量不正契約の防止を図るため、原則として、個人契約の契約回線数を5回線までに制限させていただきます。現在、回線数の制限を行っていない事業者については、準備が整い次第、順次実施する予定です。

社団法人電気通信事業者協会の関連会員の各社は、今後も不正契約の防止及び振り込め詐欺等の注意喚起に努め、犯罪の撲滅に向けた取り組みを強化して参ります。

※公表当時は、社団法人 電気通信事業者協会、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム、イー・モバイル株式会社、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社が参加

出典：https://www.tca.or.jp/press_release/2009/0115_289.html

役務提供拒否との関係性

◎ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

(提供義務)

第二百一十一条 認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではない。

2 総務大臣は、認定電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該認定電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

◎ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)

(携帯音声通信役務等の提供の拒否)

第十一条 携帯音声通信事業者は、次に掲げる場合には、携帯音声通信役務の提供その他役務提供契約に係る通話可能端末設備等により提供される当該携帯音声通信役務以外の電気通信役務の提供を拒むことができる。

一 相手方又は代表者等が本人確認に応じない場合(当該相手方又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。)

二 譲受人等又は代表者等が譲渡時本人確認に応じない場合(当該譲受人等又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。)

三 第七条第一項の規定に違反して通話可能端末設備等が譲渡された場合

四 契約者又は代表者等が第九条第一項の規定による本人特定事項の確認に応じない場合(当該契約者又は代表者等がこれに応じるまでの間に限る。)

五 前条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反して通話可能端末設備等が交付された場合

これまでの構成員からのご意見

- ID・パスワードを軸に本人確認を厳格に管理することができれば、上限契約台数の考え方が不要となるのではないか。(辻構成員)
- 多数台契約をすること自体に怪しさはないか、また、それが現実化して不正利用されれば、被害規模が大きくなるのではないかという点について、複数台契約のニーズは様々に想定され、定型的な悪用リスクを想定できない。常識的な範囲内での台数制限を予防的に設けるという現在の自主的な取組を事業者継続してもらいながら、状況を注視していくべきではないか。(中原構成員)
- 複数回線で問題になるケースというのは、無断で譲渡するとか名義貸しだと理解した上で、上限というよりは目安を決めて、それを超える台数を契約したい人に、使用用途を聞くことも考えられる。もしも申告内容と異なる利用が発覚した場合には、規約違反として既存の通信契約を全部解除することもありうる。こうした方法がとれるのであれば、法律ではなくて自主規制でも良いのではないか。(沢田構成員)

報告書とりまとめ

5 上限契約台数

- ・上限契約台数について、本人確認が適切になされない場合に、大量不正契約に繋がる可能性があるが、利用者のニーズと不正対策のバランスの観点から、どのように考えるべきか。
- ⇒ 契約台数の上限については、一部利用者からの複数台契約のニーズもあるものの、不自然に多数の契約が行われるケースもありうる。業界ルールで示されている原則5台を超えての例外的な契約について、使用用途の事前の確認をする事業者がいることを踏まえ、事業者における自主的な取組を一層強化するべきではないか。
- ⇒ その上で、今後、少なくとも業界ルールの適用状況について検証を行い、更なる自主的な取組を促進するとともに、必要に応じて、犯罪との因果関係を踏まえながら、何らかのルール化について検討すべきではないか。